

オーストリアへの入国制限(検疫)の概要(8月18日現在)(参考)

	日本を含むリスト1掲載国(注1)からの入国 (10日間以内に同域内又は境外に滞在した場合を除く)	その他の国・地域(リスト1,リスト2掲載国以外)からの入国 (10日間以内に同域内に滞在した場合を含む)	リスト2掲載国(注2)からの入国 (10日間以内に同域内に滞在した場合を含む)
EU/EEA/スイス、アンドラ、モナコ、サンマリノ、バチカンの国民・長期滞在者及びその同居家族		①陰性証明書等(注7)又は治療証明書(注9)及び自己隔離措置(入国から5日経過以降の検査で陰性判明の場合、早期解除可能)(注10)。 又は ②予防接種証明書(注8)。	①PCR検査による陰性証明書等(注7)、並びに②自己隔離措置(入国から5日経過以降のPCR検査で陰性判明の場合、早期解除可能)(注10)。
オーストリア在留権所有者、就学・研究の目的で渡航する者、(下記を除く)外交官・国際機関職員等及びその同居家族、注3の者(注5・注6)			
職業上の目的で渡航する者(下記を除く)		①陰性証明書等(注7)、予防接種証明書(注8)又は治療証明書(注9)又は ②24時間以内の検査(注1・印の国から空路による入国は、原則空港でのPCR検査)	PCR検査による陰性証明書等(注7)
職業上の目的で渡航する者(大使館・国際機関等への出張者、オーストリアに特別に利益となる文化・スポーツ関係者等)、人道援助関係者、医療上の目的で渡航する者の付添、オーストリア受入外交官・国際機関職員及びその同居家族等、注4の者(注5・注6)		①陰性証明書等(注7)、予防接種証明書(注8)又は治療証明書(注9)又は ②自己隔離措置(検査で陰性判明の場合、早期解除可能)(注10)	
その他の第三人(注5・注6) (上記のいずれにも該当しない日本人)		①陰性証明書等(注7)又は治療証明書(注9)及び自己隔離措置(入国から5日経過以降の検査で陰性判明の場合、早期解除可能)(注10)。 又は ②予防接種証明書(注8)。	入国拒否

注1:リスト1掲載国 日本、アンドラ、豪州、ベルギー、ブルガリア、デンマーク、ドイツ、エストニア、フィンランド、フランス、リヒテンシュタイン、ギリシア、アイルランド、アイスランド、イスラエル、イタリア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、モナコ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、サンマリノ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、スペイン*、スイス、韓国、チエコ、ハンガリー、バチカン、スウェーデン、キプロス*、クロアチア、リトアニア、オランダ、アルバニア、香港、マカオ、北マケドニア、サウジアラビア、セルビア、台湾、タイ、米国、ベトナム、アルメニア、アゼルバイジャン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルネイ、ヨルダン、カナダ、カタール、コソボ、モルドバ、モンテネグロ

注2:リスト2掲載国 ブラジル、エスワティニ、レソト、マラウイ、モザンビーク、ナミビア、ジンバブエ、ウルグアイ

注3:結婚式への参加、配偶者等の不定期の訪問などの場合にはリスト2掲載国からの入国も許可されますが、オーストリア在留権所有者等の場合と同様の措置が必要です。

注4:家族の重病、死亡、葬儀、出産、緊急時の介護等家族に係る緊急かつ特別な事情のための入国は、出発地にかかわらず認められ、陰性証明書等、予防接種証明書又は治療証明書の提示が必要です。また、医療上の目的による入国の場合は、制限なく入国できますが、別途の確認書により医療を受けることが必要不可欠であることを疎明することが必要です。

注5:越境通勤・通学、家族や配偶者の定期的な訪問等の場合は、陰性証明書等の有効期限が緩和されています(リスト1掲載国からの入国は7日以内、その他の国からの入国は72時間以内のもの)。

注6:いずれも、上記の例外的な入国理由は入国検査時に疎明しなければならないことされています。例えば、保健省によれば、職業上の目的で渡航する者は、雇用主による確認書や納品書、アポイントメントの確認書等を示すなど同目的での渡航であることを説明する必要があり、業務の予定が3日間しかないのに数週間の滞在は認められないとされています。また、トランジット(陸路・空路)でオーストリアを通過するのみの場合は、陰性証明書等・自己隔離は不要ですが、出国予定を示すものの提示が必要です。

注7:陰性証明書(下記参照)又は検査結果(オーストリア国内外問わず、ドイツ語または英語のもの)が提示可能です。いずれも、サンプル採取から入国時72時間以内のPCR検査又はサンプル採取から48時間以内の抗原検査若しくは24時間以内の自己検査が有効とされています。(ただし、リスト1掲載国(*印付)からの空路での入国又はリスト2掲載国からの入国は、いずれもPCR検査によるものに限られます。)。検査結果については、氏名、生年月日、検査の日時、試験結果(陽性、陰性)、試験者の署名、試験実施機関の印章又はバーコード若しくはQRコード入りのものと定められています。(親等が同伴する12歳未満の子供はいずれも不要(注:12))。

陰性証明書様式:

[ドイツ語版](#)

[英語版](#)

注8: ワクチン接種証明書(日本の各市町村発行の予防接種法に基づく接種証明書を含む)は、以下の2つの条件を満たす必要があります。

(1)有効期限 ア 1回目の接種から270日以内に2回目のワクチンを接種したもの、 イ 1回接種型ワクチンにつき、接種から270日以内かつ22日目以降、 ウ 接種の21日以前に、PCRの検査結果で陽性か、抗体の取得が証明されており、接種から270日以内、(2)ワクチンの種類、 ア 2回接種型: ピオンテック・ファイザー、アストラゼネカ、インド血清研究所(Govishield)、モデルナ、シノファーム、シノバック、 イ 1回接種型: ジョンソン&ジョンソン(ヤンセン)

注9: 医師又は公務所による180日以内の治療証明書又は90日以内の抗体証明書。ただし、リスト1掲載国(*印付き)からの空路からの入国は、「様式H」又は「様式I」若しくは相当する特定の治療証明書 [様式H](#) [様式I](#)

注10: 自己隔離措置は原則10日間です。なお、入国から5日経過以降(例:1日に入国した場合は6日以降)に実施された検査で陰性判明の場合、又は右期間内に出国する場合には感染リスクを最小限にした上で、早期解除可能です。自己隔離の場所は、自宅又は適切な宿舎とされており、ホテル等において自己隔離を行う場合には予約証の提示を求められる場合があります。費用は自己負担です。

注11: オーストリア入国前にオンライン登録が原則義務付けられています。詳細は右の資料をご確認ください。ただし、トランジットでオーストリアを通過するのみの場合や、安全国・地域(注1)(=リスト1掲載国)からの渡航(入国前10日間以内にオーストリア又は安全国の域内に滞在していた場合に限る。)であって入国時に陰性証明書、ワクチン接種証明書又は治療証明書をもって証明ができる場合、若しくはその他の国・地域からの入国でワクチン接種証明を示せる場合には、事前登録は不要。

[入国前オンライン登録義務について](#)

注12: 親等が同伴する12歳未満の子供は、入国に際して検査等は不要ですが、親等が自己隔離を講じる場合には同様に隔離する必要があります。また、親等が同伴する12歳以上18歳未満の子供は、リスト1及び2の掲載国・地域以外の国・地域から入国する場合は、陰性証明書等、ワクチン接種証明書又は治療証明書の提示が必要です。

*最新情報についてはオーストリア関係機関にご確認ください。